

労務 ROAD

令和6年4月1日から 建設事業にも時間外労働の上限規制が適用されます

時間外労働・休日労働をさせるためには、36協定の締結・所轄の労働基準監督署への届出が必要です。

【労働時間・休日に関する原則】

法律で定められた労働時間の限度
1日8時間 及び **1週40時間**

法律で定められた休日
毎週少なくとも1回

これを超えるには、
36協定の締結・届出が必要です

時間外労働の上限は、罰則付きで法律に規定されています。
(時間外労働の上限規制/適用が猶予・除外となっている事業・業務もあります。)

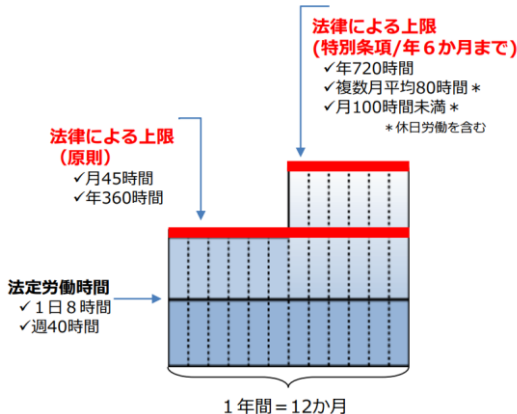
- 時間外労働の上限(原則) : **月45時間・年360時間**
- 臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合(特別条項)でも、以下を守らなければなりません。
 - ・1年間の時間外労働は**720時間以内**
 - ・1か月の時間外労働と休日労働の合計は**100時間未満**
 - ・時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が**全て1か月当たり80時間以内**
 - ・時間外労働が月45時間を超えることができるのは、**年6か月**が限度

建設事業にも時間外労働の上限規制が適用されます。
(36協定の始期が令和6年4月1日以降のものが対象)

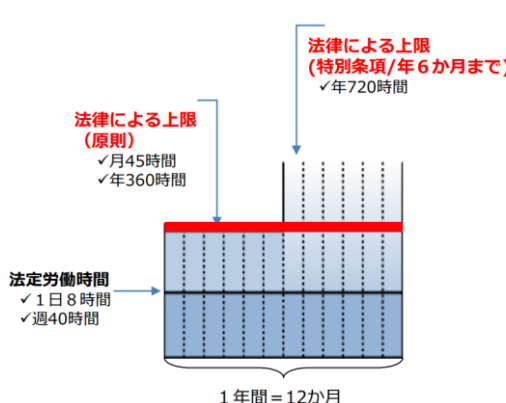
- 現在、建設事業については、36協定で定める時間外労働の上限規制の適用が猶予されていますが、**令和6年4月1日以降、上限規制が適用されます。**
- 建設事業における**例外規定**として、**災害の復旧・復興に係る建設事業**に関しては、時間外労働と休日労働の合計について
 - 月100時間未満
 - 2～6か月平均80時間以内
 } この2つの規制は、**令和6年4月1日以降も適用されません。**

建設事業に関する令和6年4月1日以降の時間外労働の上限規制のイメージ

○一般の建設事業(一般則を適用)



○災害の復旧・復興に係る建設事業



【厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署より】

ご不明な点がございましたら、弊所担当までお気軽にお問い合わせ下さい。

VOL.894
(2403-1)



〒541-0054
大阪市中央区南本町
2-6-12
サンマリオンタワー16F
TEL:06-6224-0264
FAX:06-6224-0265
HP: <https://k-s-j.net/>
編集: 君野・浜井・茅原・石田

年齢別給与計算確認事項

40歳: 介護保険料 徴収開始
満40歳に達した日(誕生日の前日)の属する月から、介護保険料の徴収が開始されます。

65歳: 介護保険料 徴収終了
満65歳に達した日の属する月から徴収されなくなります。

70歳: 厚生年金保険の喪失
70歳になる誕生日の前日に厚生年金保険を喪失します。誕生日の前日が属する月から厚生年金保険料が徴収されなくなります。

75歳: 健康保険の喪失
75歳になる誕生日当日から後期高齢者医療制度の対象となり健康保険の資格を喪失するため、誕生日の属する月から健康保険料が徴収されなくなります。

不明点等あればお問い合わせください。

3月労務スケジュール

- ・3月末退職者の手続き
- ・4月入社準備
- ・3月・4月の従業員家族の異動確認(就職など)